

なごみの郷 訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 正仁会 (以下「事業者」という。) が運営するなごみの郷 訪問看護ステーション (以下、「事業所」という。) が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業 (以下、「事業」という。) は、居宅において要介護状態または要支援状態にあつて、かかりつけの医師 (以下、「主治医」という。) が必要と認めた高齢者に対し、看護職員や理学療法士等 (以下、「従業者」という。) によって、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 なごみの郷 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島市安佐北区落合五丁目 25 番 8 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名 (常 勤)
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。
- (2) 看護職員 看護師 11 名 (非常勤 11 名)
看護職員は、事業に伴い訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者の申し出によって、主治医が事業所に交付した指示書により訪問看護計画書を作成

して、事業を実施する。

- (2) 利用者または、家族から事業所に直接連絡があった場合には、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように働きかける。
- (3) 利用者に主治医がいない場合には、主治医を決めて申し込むことを助言する。また、利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係諸機関に連絡し対応する。

(事業の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導及び助言
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自家用車を使用した場合は、路程1キロメートルあたり30円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区、東区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

2 主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

3 従業者は、前項においてしかるべき処置を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第11条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従事者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第14条 事業所は、身体的拘束等に関し、「なごみの郷 身体的拘束ゼロへのマニュアル」を定め、常に事業所内に周知徹底させ、身体的拘束ゼロを目指すこととする。

- (1) 身体的拘束等の防止に向けて、事業所内で実施するカンファレンスにて関係従業者へ周知を図り、身体的拘束をゼロとする。また身体的拘束等による利用者及び介護者に対する弊害について適宜に全体会議の場を通じて関係従業者へ啓発する。
- (2) 身体的拘束等を行わないことで起こりうる事故等のリスクに対し、環境面等の整備を図り安全を確保できるように努める。
- (3) 考え得るすべての代替的な方法を用いた上でも、利用者及び他の利用者の生命が危険にさらされる場合においては、所定の手続きを経たのちに、極めて限定的に身体的拘束等を実施する場合がある。

2 利用者の身体的拘束等を行なう必要性が生じた場合、次の内容に基づき検討を行う。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合とする。
- (2) 身体的拘束等の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合とする。

(3) 身体的拘束等の行動制限が一時的なものであることとする。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には家族に対して説明し、なおかつ説明文書にて同意する旨の署名、押印を受けるものとする。

(1) 事業所は、身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、身体的拘束等に関する説明書に基づいて利用者又は家族に説明を行うこととする。

(2) 身体的拘束その他行動制限が行なわれている場合は、経観察記録を作成する。事業所は、その記録に基づいた経過を利用者又は家族に説明を行うこととする。

(3) 事業所は、解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) その他の研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から実施する。

平成 28 年 6 月 1 日 改定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

平成 29 年 6 月 1 日 改定

令和 3 年 1 月 1 日 改定

令和 6 年 5 月 1 日 改定